

# 春日部市公民館条例

平成 17 年 10 月 1 日条例第 180 号  
最終改正：平成 28 年 9 月 16 日条例第 44 号

(設置)

第1条 市民の生活文化の振興と社会福祉の増進に寄与するため、春日部市に、社会教育法(昭和24年法律第207号)第24条の規定に基づき、公民館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公民館は、中央公民館及び地区の公民館(以下「地区公民館」という。)によって構成し、公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

中央公民館

名称	位置
春日部市中央公民館	春日部市粕壁6918番地1

地区公民館

名称	位置
春日部市粕壁地区公民館	春日部市粕壁6918番地1
春日部市粕壁南公民館	春日部市南一丁目12番23号
春日部市内牧地区公民館	春日部市内牧4398番地
春日部市内牧南公民館	春日部市内牧1498番地
春日部市豊春地区公民館	春日部市上蛭田101番地2
春日部市豊春第二公民館	春日部市豊町五丁目14番地1
春日部市武里地区公民館	春日部市備後西一丁目13番2号
春日部市武里東公民館	春日部市備後東七丁目38番16号
春日部市幸松地区公民館	春日部市牛島667番地1
春日部市幸松第二公民館	春日部市小淵73番地1
春日部市豊野地区公民館	春日部市銚子口999番地
春日部市藤塚公民館	春日部市藤塚1670番地1
春日部市武里南地区公民館	春日部市大枝89番地7街区5棟
春日部市武里大枝公民館	春日部市大枝89番地2街区1棟
春日部市庄和地区公民館	春日部市大倉307番地1
春日部市庄和南公民館	春日部市米崎357番地

(所轄地区)

第3条 公民館の所轄地区は、次のとおりとする。

名称	所轄地区
春日部市粕壁地区公民館	粕壁地区
春日部市粕壁南公民館	
春日部市内牧地区公民館	内牧地区
春日部市内牧南公民館	
春日部市豊春地区公民館	豊春地区
春日部市豊春第二公民館	
春日部市武里地区公民館	武里地区
春日部市武里東公民館	
春日部市幸松地区公民館	幸松地区
春日部市幸松第二公民館	
春日部市豊野地区公民館	豊野地区
春日部市藤塚公民館	
春日部市武里南地区公民館	武里南地区
春日部市武里大枝公民館	
春日部市庄和地区公民館	庄和地区
春日部市庄和南公民館	

(管理)

**第4条** 公民館は、春日部市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(職員)

**第5条** 公民館に館長及び主事を置き、その他必要な職員を置くことができる。

(使用の許可及び制限)

**第6条** 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項に規定する許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物及び附帯設備を破損するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業に公民館の名称を利用するとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。
- (6) その他管理上支障があるとき。

3 館長は、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。

(譲渡等の禁止)

**第7条** 前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

**第8条** 館長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第6条第2項第1号から第5号までのいずれか及び第7条に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 職員の指示に従わないとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

2 館長は、使用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

3 使用者は、許可に係る施設等を使用しなくなった時は、当該許可の取消しを申し出ることができる。

(開館時間)

**第9条** 公民館の開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、館長が必要と認めたときは、午後10時まで延長することができる。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、公民館の管理上必要があるときは、これを変更することができる。

(施設の使用時間)

**第9条の2** 公民館の使用時間は、別表第1の施設にあっては午前9時から午後9時まで、別表第2及び別表第3の施設にあっては午前9時から午後9時30分までとする。ただし、館長が必要と認めたときは、これらを午前8時30分から午後10時までとすることができる。

(休館日)

**第10条** 公民館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下この条において「祝日法」という。)に規定する休日(以下この条において「祝日法による休日」という。)。この場合において、祝日法第3条第2項中「日曜日」とあるのは「月曜日」と読み替えるものとする。
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、春日部市武里地区公民館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、その日が祝日法による休日(元日を除く。)に当たるときは、その翌日(その日が祝日法による休日又は休館日に当たるときは、その翌日)とする。
- (2) 祝日法による休日(元日及び祝日法第3条第2項に規定する休日を除く。)の翌日。ただし、その日が祝日法による休日、休館日又は日曜日に当たるときは、その翌日とする。
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 第1項の規定にかかわらず、春日部市武里大枝公民館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 祝日法による休日(こどもの日、敬老の日及び文化の日(以下「こどもの日等」という。)を除く。)。この場合において、祝日法第3条第2項中「日曜日」とあるのは「月曜日」と読み替えるものとする。
- (3) こどもの日等の翌日。ただし、こどもの日等が日曜日又は土曜日に当たるときはその直後の休館日の翌

日とし、月曜日に当たるときはその日の翌日及び翌々日とする。

(4) 12月29日から翌年の1月3日までの日

4 第1項の規定にかかわらず、春日部市庄和地区公民館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 毎月第1月曜日及び第3月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

5 第1項の規定にかかわらず、春日部市庄和南公民館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 毎月第2月曜日及び第4月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

6 教育委員会は、前5項に規定する休館日のほか、公民館の管理上必要があるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

(原状回復義務)

**第11条** 使用者は、公民館の使用が終わったとき、又は使用を停止され、若しくは取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

**第12条** 使用者は、使用に際し施設設備等に損害を与えたときは、館長の指示に従い、直ちに原形に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(入館の禁止等)

**第13条** 館長は、公民館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。

(使用料)

**第14条** 使用者は、別表第1、別表第2及び別表第3に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

**第15条** 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

**第16条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

(1) 公民館の管理上特に必要があるため、教育委員会が使用の許可を取り消したとき。

(2) 使用者の責めに帰することができない理由により、公民館の施設等を使用することができないとき。

(3) その他市長が特に必要と認めたとき。

(委任)

**第17条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前までに、春日部市公民館設置及び管理条例(昭和58年春日部市条例第9号)又は庄和町公民館設置及び管理に関する条例(昭和60年庄和町条例第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 第14条に規定する別表第2及び別表第3については、平成19年9月30日までの間、これを適用しない。

4 前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる施設等については、平成18年3月31日までの間、本市に住所を有しない個人又は法人その他の団体は使用することができる。

5 前2項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる施設等については、当分の間、蓮田市、白岡市、宮代町及び杉戸町に住所を有する個人又は法人その他の団体は使用することができる。

附 則(平成19年3月20日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第9条、第10条及び附則第3項の改正部分は、公布の日から施行する。

(春日部市中央公民館ギャラリー使用料条例の廃止)

2 春日部市中央公民館ギャラリー使用料条例(平成17年条例第182号。次項において「使用料条例」という。)は、廃止する。

(春日部市中央公民館ギャラリー使用料条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日前に、使用料条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当

規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 4 平成19年10月1日から平成20年3月31日までの間における改正後の別表第2に規定する中央公民館ギャラリーの使用に係る使用料の適用については、同表中「3,000」とあるのは「2,500」と、「3,500」とあるのは「3,000」と、「4,000」とあるのは「3,500」と、「10,500」とあるのは「9,000」と読み替えるものとする。

(使用料の改定に伴う経過措置)

- 5 改正後の別表第1庄和地区公民館の項、庄和北公民館の項及び庄和南公民館の項に規定する使用料は、平成19年10月31日までの使用に係る使用料に限り、これを無料とする。
- 6 改正後の別表の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(1) 改正後の別表第1(中央公民館講堂の項、庄和地区公民館の項、庄和北公民館の項及び庄和南公民館の項を除く。)の規定 平成19年11月1日

(2) 改正後の別表第1の中央公民館講堂の項及び別表第3の規定 平成20年4月1日

附 則(平成28年9月16日条例第44号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第9条の2、第14条関係)

中央公民館等使用料

公民館名	施設等の名称	1時間当たりの使用料(円)
中央公民館	体育館	2,000
	ステージ	450
	講堂	2,450
	多機能学習室	250
	大会議室	500
	サークルボックス	100
	和室ふじ	150
	実習室	250
	音楽スタジオ	200
	小会議室	100
	中会議室	200
	アトリエ	300
	粕壁南公民館	会議室
和室		150
調理室		100
内牧地区公民館	講堂	700
	会議室兼リハーサル室	100
	和室	150
	研修室Ⅰ	200
	研修室Ⅱ	200
	実習室	150
	体育室	1,200
内牧南公民館	大会議室	600
	講習室	200
	料理実習室	150
	和室	150
豊春地区公民館	講堂	1,200
	和室いちょう	100
	和室うめ	100
	プレイルーム	200
	談話室	100
	研修室(1)	200
	研修室(2)	250
	アトリエ	250

	クッキングサロン	150
	会議室兼音楽室	150
	浴室使用料(小学生以下及び60歳以上の者を除く。)1人につき1回200円	
豊春第二公民館	大集会室	850
	調理室	100
	第一会議室	350
	第二会議室	150
	第三会議室	200
	和室1	100
	和室2	100
武里地区公民館	講堂	850
	音楽室	150
	会議室(1)	250
	会議室(2)	150
	会議室(3)	150
	和室	150
	実習室	250
	研修室(1)	300
	研修室(2)	150
	研修室(3)	150
	教養室(1)	100
	教養室(2)	150
武里東公民館	大会議室	650
	研修室	100
	料理実習室	100
	和室	100
	講習室	100
幸松地区公民館	講堂	800
	体育室	1,100
	和室	200
	プレイルーム	200
	会議室A	200
	会議室B	100
	実習室	250
	研修室A	100
	研修室B	150
幸松第二公民館	大会議室	650
	講習室	150
	調理室	150
	和室	150
豊野地区公民館	講堂 I	250
	講堂 II	250
	和室 I	100
	和室 II	200
	研修室 I	200
	研修室 II	200
	会議室	100
	実習室	150
藤塚公民館	大会議室	650
	小和室	100

	講習室	100
	調理室	100
	和室	100
	小会議室	100
武里南地区公民館	和室(大)	150
	和室(小)	100
	大会議室	250
	小会議室	100
	和室	100
	調理室	100
武里大枝公民館	講堂	1,000
	実習室	200
	和室	200
	会議室	150
	研修室	300
庄和地区公民館	音楽室	350
	集会室	200
	試食室	150
	調理実習室	400
	多目的室1	300
	多目的室2	300
庄和南公民館	多目的ホール	1,150
	楽屋	100
	音楽室	300
	学習室1	150
	学習室2	200
	集会室	150
	調理室	350
	和室1	100
	和室2	100
	創作室1	100
創作室2	100	
附属設備	教育委員会規則で定める。	

備考

- 1 使用時間の単位は、午前9時から始まる1時間ごとの区分とする。
- 2 第9条の2ただし書の規定による館長が必要と認めた場合の午前8時30分から午前9時まで及び午後9時から午後10時までの間の30分当たりの使用料の額は、所定の使用料の額の5割に相当する額とする。
- 3 使用料を計算する場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

別表第2(第9条の2、第14条関係)

中央公民館ギャラリー使用料

施設の名称	使用区分	使用料(円)
中央公民館ギャラリー	午前	3,000
	午後	3,500
	夜間	4,000
	全日	10,500

備考

- 1 午前とは、午前9時から正午まで、午後とは、午後1時から午後4時30分まで、夜間とは、午後5時30分から午後9時30分まで、全日とは、午前9時から午後9時30分までをいう。
- 2 第9条の2ただし書の規定による館長が必要と認めた場合の午前8時30分から午前9時まで及び午後9時30分から午後10時までの間の30分当たりの使用料の額は、500円とする。

- 3 使用区分(全日を除く。)を延長して使用する場合の正午から午後1時まで及び午後4時30分から午後5時30分までの間の30分当たりの使用料の額は、500円とする。
- 4 午前及び午後又は午後及び夜間の使用区分を継続して使用する場合の使用料の額は、当該使用に係る使用区分の使用料の額の合計額とする。
- 5 春日部市、蓮田市、白岡市、宮代町及び杉戸町に住所を有しない個人、法人又はその他の団体が使用する場合の使用料の額は、所定の使用料の額(前3項に該当する場合にあっては、これらの項の規定により計算した使用料の総額)に100分の150を乗じて得た額とする。
- 6 中央公民館ギャラリーの使用期間は、7日以内とする。
- 7 使用料を計算する場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

別表第3(第9条の2、第14条関係)  
庄和地区公民館の大ホール等使用料

施設等の名称	使用区分	使用料(円)
大ホール	午前	7,000
	午後	8,000
	夜間	8,000
	全日	23,000
舞台	午前	3,800
	午後	4,400
	夜間	4,400
	全日	12,600
楽屋(1)	午前	700
	午後	800
	夜間	800
	全日	2,300
楽屋(2)	午前	700
	午後	800
	夜間	800
	全日	2,300
附属設備		教育委員会規則で定める。

備考

- 1 午前とは、午前9時から午後0時30分まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、夜間とは、午後5時30分から午後9時30分まで、全日とは、午前9時から午後9時30分までをいう。
- 2 第9条の2ただし書の規定による館長が必要と認めた場合の午前8時30分から午前9時まで及び午後9時30分から午後10時までの間の30分当たりの使用料の額は、次の額とする。
  - (1) 大ホール 1,000円
  - (2) 舞台 550円
  - (3) 楽屋(1) 100円
  - (4) 楽屋(2) 100円
- 3 使用区分(全日を除く。)を延長して使用する場合の午後0時30分から午後1時まで及び午後5時から午後5時30分までの間の30分当たりの使用料の額は、次の額とする。
  - (1) 大ホール 1,000円
  - (2) 舞台 550円
  - (3) 楽屋(1) 100円
  - (4) 楽屋(2) 100円
- 4 午前及び午後又は午後及び夜間の使用区分を継続して使用する場合の使用料の額は、当該使用に係る使用区分の使用料の額の合計額とする。
- 5 春日部市、蓮田市、白岡市、宮代町及び杉戸町に住所を有しない個人、法人又はその他の団体が使用する場合の使用料の額は、所定の使用料の額(前3項に該当する場合にあっては、これらの項の規定により計算した使用料の総額)に100分の200を乗じて得た額とする。
- 6 施設等(附属設備を除く。)の使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料の額は、所定の使用料の額(第2項から前項までに該当する場合にあっては、これらの

項の規定により計算した使用料の総額)に次に掲げる率を乗じて得た額とする。ただし、入場料等の額が2種類以上定められているときは、その最高額をもって入場料等の額とする。

(1) 入場料等が1人当たり1,000円未満のとき 100分の120

(2) 入場料等が1人当たり1,000円以上3,000円未満のとき 100分の150

(3) 入場料等が1人当たり3,000円以上のとき 100分の200

7 使用料を計算する場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。



# 春日部市公民館運営審議会条例

平成 17 年 10 月 1 日条例第 181 号

最終改正：平成 22 年 12 月 17 日条例第 55 号

(設置)

**第1条** 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 29 条第1項の規定に基づき、春日部市中央公民館(以下「中央公民館」という。)に春日部市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、中央公民館の館長の諮問に応じ、中央公民館及び地区の公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。

(委員)

**第3条** 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のうちから、春日部市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

**第6条** 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育部中央公民館において処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第2項の規定にかかわらず、平成 19 年 4 月 30 日以前に委嘱された委員の任期は、同日までとする。

附 則(平成22年12月17日条例第55号)

この条例は、平成23年6月1日から施行する。

# 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例

平成19年6月18日条例第33号

改正 平成23年12月16日条例第17号

(目的)

**第1条** この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第24条の規定に基づき、障害者、障害者を扶養する者及び介護者(以下「障害者等」という。)並びに障害者団体の利用に係る市の設置した公の施設の使用料又は利用料金(以下「使用料等」という。)を減額し、又は免除することにより、障害者等の経済的負担の軽減及び障害者の社会参加の促進を図り、もって障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

一部改正〔平成23年条例17号〕

(定義)

**第2条** この条例において「障害者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
  - (2) 都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けている者
  - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 2 この条例において「介護者」とは、障害者に現に付き添って介護をしている者(障害者1人につき、障害者に付き添って介護をしている者が2人以上いる場合は、1人に限る。)をいう。
- 3 この条例において「障害者団体」とは、障害者又は障害者を扶養する者を主な構成員とする団体で、市長が適当と認めるものをいう。

(使用料等の減免)

**第3条** 障害者等又は障害者団体が市の設置した公の施設を利用する場合は、当該公の施設の使用料等を定めた条例の規定にかかわらず、規則で定めるところにより当該使用料等を減額し、又は免除することができる。

(委任)

**第4条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成23年12月16日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 春日部市公民館条例施行規則

平成 17 年 10 月 1 日教育委員会規則第 5 号  
最終改正：令和 2 年 10 月 20 日教育委員会規則第 7 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、春日部市公民館条例（平成 17 年条例第 180 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第 2 条** 中央公民館に次の担当を置く。

- (1) 管理担当
- (2) 事業担当

2 中央公民館は、地区の公民館（以下「地区公民館」という。）を所管する。

(職の設置)

**第 3 条** 中央公民館に館長及び担当に主幹又は主査、地区公民館に館長を置く。

2 前項に規定するもののほか、必要があると認めるときは、担当課長、主幹、主査及び主任を置くことができる。

3 前 2 項に規定する職のほか、主事、社会教育主事その他必要な職員を置く。

(職務)

**第 4 条** 中央公民館長は、上司の命を受け、公民館の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 地区公民館長は、上司の命を受け、公民館の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

3 担当課長、主幹、主査及び主任の職務については、春日部市教育委員会事務局組織規則（平成 17 年教育委員会規則第 17 号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(事務分掌)

**第 5 条** 担当の事務分掌は、次のとおりとする。

管理担当

- (1) 公民館運営審議会に関すること。
- (2) 公印の保管及び文書の処理に関すること。
- (3) 施設及び設備の管理に関すること。
- (4) 物品の出納及び保管に関すること。
- (5) 予算及び決算に関すること。
- (6) 公民館備品の管理に関すること。
- (7) 公民館施設及び設備の維持管理に関すること。
- (8) 公民館相互の連絡調整及び調査統計に関すること。
- (9) 公民館職員の専門研修に関すること。
- (10) 公民館職員の身分、サービス及び厚生に関すること。
- (11) 公民館職員の諸給与及び旅費に関すること。
- (12) 他担当に属しないこと。

事業担当

- (1) 中央公民館の事業等の企画、実施及び報告に関すること。
- (2) 中央公民館の施設の使用に関すること。
- (3) 社会教育関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 地区公民館事業への専門的な助言及び指導に関すること。
- (5) 図書等の管理及び閲覧に関すること。
- (6) 使用料に関すること。
- (7) その他公民館の事業等に関すること。

2 地区公民館の事務分掌は、次のとおりとする。

庶務に関する事務

- (1) 公印の保管及び文書の処理に関すること。
- (2) 施設及び設備の管理に関すること。

- (3) 物品の出納及び保管に関すること。
- (4) 図書及管理及び閲覧に関すること。
- (5) その他庶務に関すること。

事業に関する事務

- (1) 事業等の企画、実施及び報告に関すること。
- (2) 施設の使用に関すること。
- (3) 社会教育関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 使用料に関すること。
- (5) その他公民館の事業等に関すること。

(専決事項)

**第6条** 中央公民館長が専決できる事項は、規則に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設及び設備の使用に関すること。
- (2) 使用許可の取消しに関すること。
- (3) 行事の企画及び実施に関すること。
- (4) 所管備品の貸出しに関すること。
- (5) 使用料の徴収、減額、免除及び還付に関すること。

2 地区公民館長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の年次有給休暇に関すること。
- (2) 職員の時間外勤務（勤務時間外、週休日及び休日の勤務をいう。）に関すること。
- (3) 職員の週休日の指定及び振替に関すること。
- (4) 職員の宿泊を要しない出張命令及び復命に関すること。
- (5) 定期的又は軽易な往復文書に関すること。
- (6) 地区公民館で行う恒例又は軽易な事業に関すること。
- (7) 地区公民館の使用許可に関すること。
- (8) 使用料の徴収、減額、免除及び還付に関すること。

3 前2項の規定による専決をした者は、専決した事項であっても必要があると認めるときは、上司に報告しなければならない。

(代決)

**第7条** 中央公民館長が不在である場合においては、主務主幹がその事務を代決し、主幹を置かないときは、主務主査がその事務を代決する。

2 前項の規定は、地区公民館長が不在である場合に準用する。

3 代決した事項は、速やかに後閲を受けるものとする。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

(報告)

**第8条** 地区公民館長は、毎年度及び毎月の事業計画書、事業報告書及び公民館利用状況報告書を中央公民館長に提出しなければならない。

2 中央公民館長は、毎年度の事業計画書及び事業報告書を春日部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(許可手続)

**第9条** 条例第6条第1項の許可を受けようとする者は、春日部市公民館使用申請書（様式第1号）、春日部市公民館使用（利用）申請書（様式第1号の2）、春日部市公民館使用申請書（様式第1号）、春日部市中央公民館ギャラリー使用申請書（様式第2号）又は春日部市庄和地区公民館大ホール等使用申請書（様式第3号）（以下これらを「申請書」という。）を館長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める日から受け付けるものとする。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 中央公民館講堂兼体育館（講堂として使用しようとするとき。（条例別表第1に規定する中央公民館の施設を同時に使用するときは、これを含む。）） 使用する日が属する月の6か月前の月の初日
- (2) 中央公民館ギャラリー 使用する日が属する月の6か月前の月の初日
- (3) 庄和地区公民館大ホール等（条例別表第3に規定する施設（附帯して庄和地区公民館の音楽室又は集会室を同時に使用するときは、これを含む。））を使用するとき 使用する日が属する月の6か月前の月の初日

(4) その他の施設 使用する日が属する月の2か月前の15日。ただし、春日部市公共予約システムの利用に関する規則(平成19年規則第83号。以下「利用規則」という。)の規定による抽選の当選者にあつては、使用する日が属する月の3か月前の15日から28日の間及び使用する日が属する月の2か月前の15日から28日の間とする。

3 館長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、条例第14条に規定する使用料を徴収し、春日部市公民館使用許可書兼領収書(様式第4号)、春日部市公民館使用(利用)許可書(様式第4号の2)及び領収書(様式第4号の3)、春日部市中央公民館ギャラリー使用許可書兼領収書(様式第5号)又は春日部市庄和地区公民館大ホール等使用許可書兼領収書(様式第6号(以下これらを「許可書」という。))を使用者に交付するものとする。

4 条例第6条第1項又は条例第8条第3項の規定により、使用の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更し、又は取消しようとするときは、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに許可書を提示するとともに、春日部市公民館使用変更申請・取消届出書兼使用料還付申請書(様式第7号。以下「変更等申請書」という。)を館長に提出しなければならない。ただし、使用する日を変更しようとする場合は、第2項の規定を準用する。

(1) 第2項第1号、第2号又は第3号に掲げる施設 使用する日の30日前

(2) その他の施設 使用する日の7日前

5 館長は、前項の変更等申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、既納の使用料の差額又は全額を徴収し、又は還付し、春日部市公民館使用変更許可・取消通知書兼領収書兼使用料還付通知書(様式第8号。以下「変更等許可書」という。)を使用者に交付するものとする。

6 公民館の使用の許可を受けた者は、使用を開始する際に許可書(前項の許可を受けた者にあつては、許可書及び変更等許可書)を提示し、係員の指示に従わなければならない。

7 公民館の施設及び附属設備(中央公民館ギャラリーを除く。第17条において「施設等」という。)を引き続いて使用することができる期間は、1日とする。ただし、館長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用の許可に係る予約)

**第9条の2** 前条第2項第4号に規定する使用の許可に係る予約については、利用規則に規定する手続によるものとする。

(特別の設備等の承認)

**第10条** 条例第6条第1項の許可を受けた者が、当該施設に特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用しようとするときは、あらかじめ館長の承認を受けなければならない。

(附属設備の使用料)

**第11条** 条例別表により規則で定める附属設備の使用料は、別表のとおりとする。

(附属設備の使用許可手続)

**第12条** 前条の附属設備を使用するときは、館長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、春日部市公民館体育設備使用申請書(様式第9号)、春日部市中央公民館陶芸窯使用申請書(様式第10号)、春日部市公民館使用(利用)申請書又は春日部市庄和地区公民館大ホール等附属設備使用申請書(様式第11号)を館長に提出しなければならない。ただし、この申請書は、使用する日の1か月前から受け付けるものとする。

3 館長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、前条に基づく使用料を徴収し、春日部市公民館体育設備使用許可書兼領収書(様式第12号)、春日部市中央公民館陶芸窯使用許可書兼領収書(様式第13号)、春日部市庄和地区公民館大ホール等附属設備使用許可書兼領収書(様式第14号)又は春日部市公民館使用(利用)許可書及び領収書又は春日部市庄和地区公民館大ホール等附属設備使用許可書兼領収書(様式第14号)を使用者に交付するものとする。

4 別表イの附属設備のうち講堂移動観覧席については、第1項から第3項までの使用許可の手続きによらず、別に館長が指定した方法によるものとする。

5 附属設備の使用の許可を受けた者が、許可事項を変更し、又は取消しようとするときは、第9条第4項及び第5項の規定を準用する。

(使用料の減免)

**第13条** 条例第15条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除

(2) 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程に基づく教育活動のために使用する  
とき免除

(減免の手続)

**第14条** 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用する日の7日前までに春日部市公民館使用料減額・免除申請書(様式第15号)により館長に申請しなければならない。

2 館長は、前項の規定による申請があったときは、審査のうえその可否を決定し、春日部市公民館使用料減額・免除決定通知書(様式第16号)により申請した者に通知するものとする。

(使用料の還付)

**第15条** 条例第16条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第16条第1号又は第2号に該当するとき 全額の還付

(2) 第9条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる施設において、使用する日の30日前までに使用の許可を取り消す旨の申請があったとき 全額の還付

(3) 第9条第2項第4号に掲げる施設において、使用する日の7日前までに使用の許可を取り消す旨の申請があったとき 全額の還付

(4) 前3号に掲げるもののほか、使用の許可の変更により既納の使用料に差額が生じたとき 当該変更によって生じた額の還付

(還付の手続)

**第16条** 使用料の還付(第9条第5項の規定による還付を除く。)を受けようとする者は、許可書又は変更等許可書を提示し、春日部市公民館使用料還付申請書(様式第17号)を館長あて提出しなければならない。

2 館長は、前項の規定による申請があったときは、審査のうえその可否を決定し、春日部市公民館使用料還付通知書(様式第18号)により申請した者に通知し、使用料を還付するものとする。

(使用終了の届出)

**第17条** 使用者は、条例第11条の規定により施設等を原状に回復したときは、速やかに館長に届け出なければならない。

(委任)

**第18条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、春日部市公民館設置及び管理条例施行規則(平成5年春日部市教育委員会規則第8号)又は庄和町公民館管理規則(昭和60年庄和町教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成19年3月27日教委規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成19年6月26日教委規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第9条第2項及び第10項の改正部分並びに附則第4項の規定は、平成19年8月1日から施行する。

(使用料の改定に伴う経過措置)

2 改正後の第9条(第2項を除く。)及び第12条から16条までの規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日以後の使用から適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

(1) 条例別表1(中央公民館の講堂の項を除く。)に掲げる施設等 平成19年11月1日

(2) 条例別表1の中央公民館の講堂の項及び別表第3に掲げる施設等 平成20年4月1日

- 3 改正後の別表の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日以後の使用から適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。
- (1) 別表ア（春日部市中央公民館の講堂の利用に係る附属設備を除く。）、別表イ及び別表ウの附属設備の使用に係る規定 平成 19 年 11 月 1 日
- (2) 別表ア（春日部市中央公民館の講堂の利用に係る附属設備に限る。）及び別表エの附属設備の使用に係る規定 平成 20 年 4 月 1 日  
（許可の申請をすることができる期間の短縮に関する経過措置）
- 4 平成 19 年 8 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日までの間に限り、春日部市中央公民館ギャラリー（2 分の 1 に区分して使用しようとするとき。）、春日部市庄和地区公民館（春日部市庄和地区公民館大ホールを除く。）、春日部市庄和南公民館及び春日部市庄和北公民館において条例第 6 条第 1 項の許可の申請をすることができる期間は、平成 19 年 8 月 1 日から平成 19 年 10 月 31 日までとする。  
（春日部市中央公民館ギャラリー使用料条例施行規則の廃止）
- 5 春日部市中央公民館ギャラリー使用料条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）は、廃止する。  
附 則（平成 19 年 11 月 28 日教委規則第 13 号抄）  
（施行期日）
- 1 この規則は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。  
（春日部市公民館条例施行規則の改正に伴う経過措置）
- 2 改正後の春日部市公民館条例施行規則第 9 条第 2 項第 4 号の規定は、平成 20 年 5 月 1 日からの施設の利用から適用し、同項第 1 号から第 3 号までの規定は平成 20 年 11 月 1 日からの施設の利用から適用する。  
附 則（平成 20 年 6 月 26 日教委規則第 8 号）  
（施行期日）
- 1 この規則は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日前までに、改正前の春日部市公民館条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。  
附 則（平成 23 年 5 月 25 日教委規則第 6 号）  
この規則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。  
附 則（平成 28 年 3 月 29 日教委規則第 7 号）  
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則（平成 28 年 9 月 27 日教委規則第 10 号）  
（施行期日）
- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。  
附 則（平成 31 年 3 月 26 日教委規則第 9 号）  
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則（令和 2 年 10 月 20 日教委規則第 7 号）  
（施行期日）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第 11 条、第 12 条関係）

ア 全館共通の附属設備

	名称	単位	使用料（円）
体育設備	卓球台	1 時間 1 台	2 0 0
	バドミントンコート用設備	1 時間一式	5 0 0

イ 中央公民館の附属設備

名称	単位	使用料 (円)
陶芸窯	素焼き 1 回	1, 500
	本焼き 1 回	2, 500
講堂移動観覧席	1 回	1, 000

ウ 庄和地区公民館大ホールを使用する場合の附属設備

区分	名称	単位	使用料 (円)
舞台	平台	1 台	100
	ピアノ	1 台	3, 000
	びょう 金 屏 風	1 双	300
	スクリーン	一式	1, 000
	地絨パンチ	一式	1, 000
	音響	拡声装置	一式
モニタースピーカー		1 台	1, 000
オープンデッキ		1 台	500
カセットデッキ		1 台	400
MDデッキ		1 台	400
CDプレーヤー		1 台	400
レコードプレーヤー		1 台	300
サブミキサー		1 台	1, 000
エレベーターマイク		一式	1, 000
3点吊りマイク		一式	1, 000
ワイヤレスマイク		1 波	500
コンデンサーマイク		1 本	500
ダイナミックマイク		1 本	400
照明		ボーダーライト	1 回路
	アッパーホリゾン	1 回路	200
	ロアーホリゾン	1 回路	200
	フットライト	1 回路	200
	エフェクトライト	1 台	500
	エフェクトマシン	1 台	300
	ミラーボール	1 台	200
	照明操作卓	1 台	1, 000
	ゴールドンスキャン	1 台	1, 000
	ミニスキャン	1 台	500
	センターピンスポット	1 台	2, 000
	ライト (1, 000ワット)	1 台	200
	ライト (500ワット)	1 台	100
	その他	16ミリ映写機	1 台
スライド映写機		1 台	1, 000
OHP		1 台	1, 000
持込みによる電気使用料		1 Kw時	100

備考 この表による使用料は、条例別表に定める使用区分（1日を除く）ごとに、それぞれの使用をそれぞれ1回として計算する。

様式第1号～18号（略）



# 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例 施行規則(抄)

平成19年6月18日規則第52号

最終改正 平成29年3月16日規則第23号

(趣旨)

**第1条** この規則は、春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例(平成19年条例第33号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(団体の登録等)

**第2条** 条例第2条第3項に規定する「障害者団体」とは、団体の過半数が障害者又は障害者を扶養する者で構成されるものとし、あらかじめ市に登録するものとする。

2 前項の規定による登録又は更新(以下「登録等」という。)を受けようとする団体は、春日部市障害者等の施設使用料等減額団体登録(更新)申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により登録等の申請があった場合において、登録等を適当と認めるときは、春日部市障害者等の施設使用料等減額団体登録(更新)決定通知書(様式第2号)及び春日部市障害者等の施設使用料等減額団体登録証(様式第3号。以下「団体登録証」という。)を登録団体に交付し、登録等を不適当と認めるときは、春日部市障害者等の施設使用料等減額団体登録(更新)不承認通知書(様式第4号)により当該団体に通知するものとする。

4 団体登録証の有効期間は、登録を受けた日から1年間とする。

5 第3項の規定により登録の更新を受けた場合の団体登録証の有効期間は、更新前の登録の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とする。

6 第3項の規定により登録された団体(以下「登録団体」という。)は、第2項の規定により申請した事項に変更が生じたとき、又は登録を辞退しようとするときは、春日部市障害者等の施設使用料等減額団体登録内容変更(辞退)届(様式第5号)により速やかに届け出なければならない。

7 市長は、登録団体が虚偽の申請その他不正な使用をしたと認めるときは、登録を取り消すことができる。

(団体登録証の再交付)

**第3条** 登録団体は、団体登録証を紛失、破損又は汚損等した場合には、当該団体登録証の再交付を春日部市障害者等の施設使用料等減額団体登録証再交付申請書(様式第6号)により、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、団体登録証を再交付するものとする。

追加[平成27年規則63号]

(減免する使用料等)

**第4条** 条例第3条の規定により減額し、又は免除することができる使用料等は、別表の左欄に掲げる使用料等とし、当該使用料等の利用者の区分及びその内容は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(減免の申請)

**第5条** 条例第3条の規定により使用料等の減免を受けようとするものは、あらかじめ利用しようとする公の施設の長等に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によって申請するものとする。

(1) 障害者 当該障害者が交付を受けている身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」という。)の提示

- (2) 障害者を扶養する者 その扶養する障害者が交付を受けている手帳の提示
  - (3) 介護者 障害者に現に付き添って介護をしている者である旨の申出
  - (4) 登録団体 団体登録証の提示
- (端数計算)

**第6条** 別表の規定により使用料等を減額して算定する場合において、当該金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

**第7条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則(平成29年3月16日規則第23号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

使用料等の名称	利用者の区分及びその内容	
	障害者等のみで使用する場合	障害者団体が使用する場合
以上略	以上略	以上略
春日部市中央公民館の使用料等	免除	減額(当該使用料等の額の2分の1に相当する額を減額することをいう。以下同じ。)
春日部市粕壁南公民館の使用料等	免除	減額
春日部市内牧地区公民館の使用料等	免除	減額
春日部市内牧南公民館の使用料等	免除	減額
春日部市豊春地区公民館の使用料等	免除	減額
春日部市豊春第二公民館の使用料等	免除	減額
春日部市武里地区公民館の使用料等	免除	減額
春日部市武里東公民館の使用料等	免除	減額
春日部市幸松地区公民館の使用料等	免除	減額
春日部市幸松第二公民館の使用料等	免除	減額
春日部市豊野地区公民館の使用料等	免除	減額
春日部市藤塚公民館の使用料等	免除	減額
春日部市武里南地区公民館の使用料等	免除	減額
春日部市武里大枝公民館の使用料等	免除	減額
春日部市庄和地区公民館の使用料等	免除	減額
春日部市庄和南公民館の使用料等	免除	減額
以下略	以下略	以下略

様式第1～6号(第2条関係)

(略)

# 春日部市公民館印刷機、複写機及び電話機の利用による実費徴収要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、春日部市が設置する公民館（以下「公民館」という。）の利用者の社会教育活動を支援し、利便性を向上するため、公民館に設置されている印刷機及び複写機（以下「印刷機等」という。）並びに事務室内に架設されている電話機（以下「電話機」という。）を利用する場合に徴収する実費その他必要な事項を定めるものとする。

## (利用の対象)

第2条 印刷機等の利用は、公民館を利用して行っている社会教育活動及び地域のコミュニティ活動を実施している団体の活動に係る資料を作成する場合に限るものとする。

2 電話機の利用は、公民館利用者（以下「利用者」という。）に限るものとする。

## (利用の条件)

第3条 利用者が電話機を利用する場合は、公民館の職員が確認するものとする。

## (実費の額)

第4条 印刷機等の利用に係る原紙代、インク代等の実費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、実費の合計額を計算する場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(1) 印刷機による原紙の作成 原紙1枚につき50円

(2) 印刷機による印刷 1面につき0.3円

(3) 複写機による複写 複写1面につき10円

2 印刷機を利用する場合の用紙は、印刷機を利用する者が持参するものとする。

3 電話機の利用に係る実費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市内（IP電話（インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務をいう。）を含む。）にかけた場合 3分につき10円

(2) 市外又は携帯電話にかけた場合 1分につき10円

## (実費の納付)

第5条 印刷機等及び電話機の実費は、利用後、ただちに公民館長へ納付しなければならない。

2 公民館長は、印刷機等の実費の納付については印刷機等使用報告書（様式第1号）及び印刷機等実費処理簿（様式第2号）を、電話機利用の実費については私用通話使用簿（様式第3号）を備え付けなければならない。

## (利用時間)

第6条 印刷機等及び電話機を利用できる時間は、公民館の開館日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

## (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日等)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(春日部市公民館印刷機及び複写機の利用による実費徴収要綱の廃止)

2 春日部市公民館印刷機及び複写機の利用による実費徴収要綱（平成27年4月1日制定）は、廃止する。

## 春日部市公民館条例施行規則別表アの全館共通の附属設備の取扱要領

(趣旨)

第1 春日部市公民館条例施行規則（以下「規則」という。）別表アの全館共通の附属設備（以下「体育設備」という。）の使用に関し、利用者間の負担の公平性を確保するため、体育設備の使用に関する取扱いを定める。

(施設使用)

第2 体育設備を使用する場合における使用する公民館施設（以下「体育室等」という。）については、各公民館において確保し、提供するものとする。

(使用の手続き)

第3 体育設備を使用する者は、前項の規定により、規則第9条に規定する体育室等の許可手続きを要しない。併せて、公民館による施設使用許可手続きも省略するものとする。

(使用料)

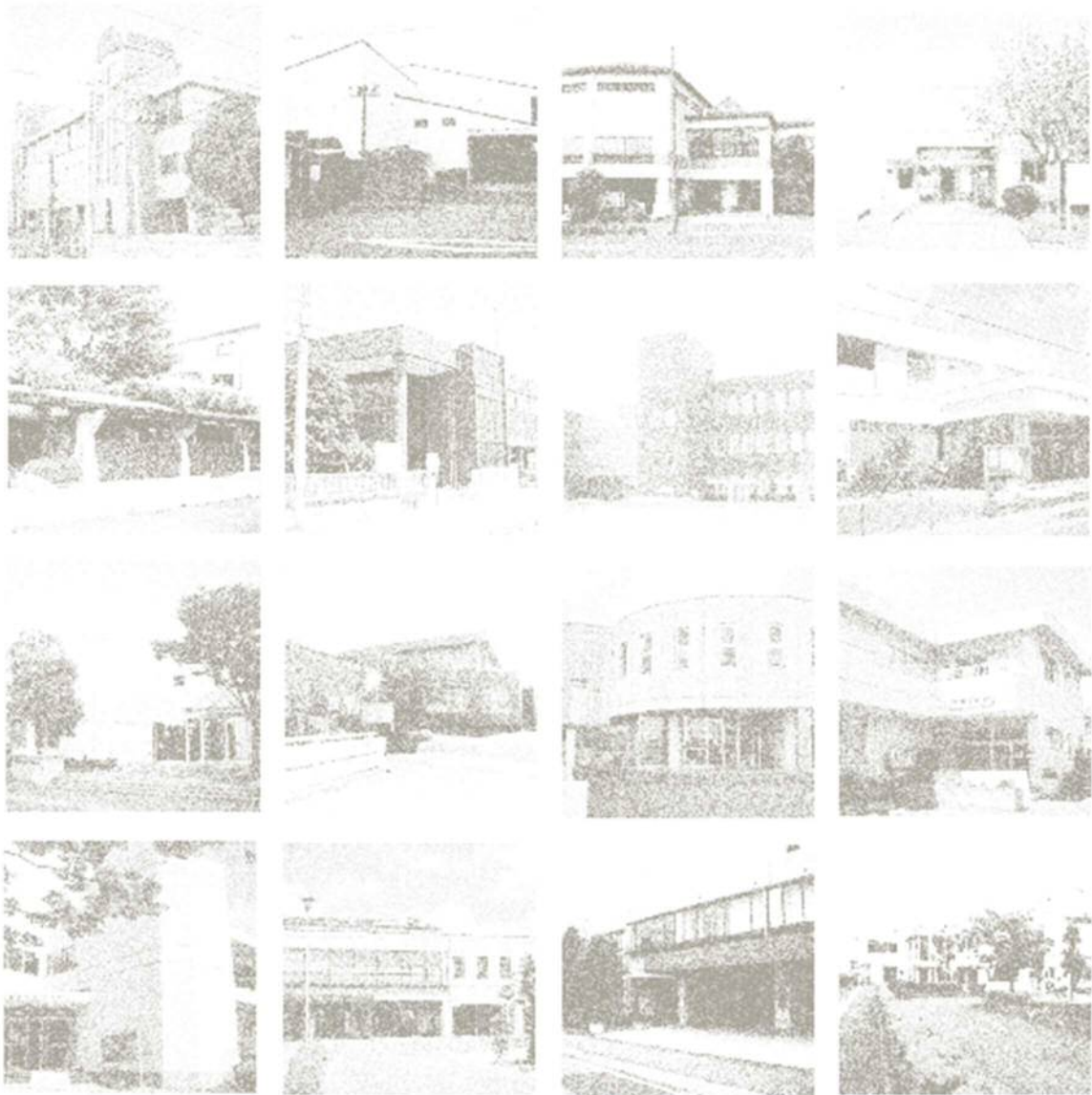
第4 体育設備を使用する場合の体育室等の使用料は、発生させないものとする。

(その他)

第5 その他体育設備の使用手続きに関し必要な事項は、当該館長が処理をする。

(施行期日)

この要領は、平成19年10月1日から適用する。



令和5年度春日部市の公民館

令和5年度事業計画

令和4年度事業のまとめ

発行日 令和5年7月1日

編集発行 春日部市中央公民館

春日部市粕壁6918番地1

Tel 048-752-3080

Fax 048-754-0158